

古都の定義

○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

(昭和41年1月13日法律第1号)

(定義)

第二条 この法律において「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の市町村を定める政令

(昭和41年7月4日政令第232号)

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の政令で定める市町村は、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市とする。

「政令で定めるその他市町村」は、昭和41年5月30日の第2回歴史的風土審議会において示された「政令指定都市の指定基準」に基づいて指定されている。

□ 政令都市の指定基準 (昭和41年5月30日 第2回歴史的風土審議会)

次の各号に掲げる要件に該当する都市について指定を検討する。

「古都」の要件

第一 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること。

「歴史的風土」の要件

第二 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。

開発圧力の要件

第三 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯の恐れがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。

また、平成10年3月19日の意見具申「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」において、古都指定に係る新たな考え方が示されている。

□ 今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について

(平成10年3月19日 意見具申)

3. 今後の古都保存行政に求められるもの

(1) 古都保存行政の理念の全国展開

・・・

特に、現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくても、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点からは、大津市、平泉町など、古都以外でも国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定について引き続き検討する必要がある。

・・・

古都指定の経緯

年 月 日		古都指定都市
昭和41年1月13日	法指定	京都市、奈良市、鎌倉市
昭和41年7月4日	政令指定	天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村
平成12年1月19日	政令指定	逗子市
平成15年10月10日	政令指定	大津市
合計10都市（うち政令指定7都市）		

近年の政令指定都市の指定理由

都市名	指 定 理 由
逗子市	<ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉における歴史的風土」の再検討にあたって、地形、植生状態や眺望等の景観上の一体性の観点から、保存区域の拡大が必要とされた。
大津市	<ul style="list-style-type: none"> ・仏教文化の面において「時代を代表する歴史上重要な文化の中心地」であったと認められた。わが国の政治の中心地としては長期とは言いがたいが、内政、外交両面での重大局面たる改革期において、「わが国往時の全国的な政治の中心地」であったことも、加えて斟酌された。 ・近江大津宮について、昭和40年代中、後半から50年代にかけて発掘調査が進み、昭和54年以降順次史跡指定されるなど、その内容が大分明確になった。 ・平成10年の意見具申における新たな指定の考え方を適用。

(参考)

政令指定都市の指定基準への適合状況

政令指定都市	指定基準への適合状況		
	第一要件	第二要件	第三要件
斑鳩町 ※1	「33代の推古帝の摂政の聖徳太子のおられたことが有名で、大体6、7世紀における飛鳥、白鳳文化の集積された場所」	「法隆寺、法起寺、法輪寺等と一体となる自然的環境」	「法隆寺周辺における都市化特に軽飲食店、売店といったものの乱立が最近常に目立ってきており、早急に指定をする必要がある」
橿原市 明日香村 ※1	「橿原、明日香につきましてはこの付近が十二代にわたり皇居に定められており、大体百十四年ぐらいの政治の中心地」	「明日香の板蓋宮の跡とか藤原宮の跡、飛鳥寺、橘寺、そういった数多くの歴史上重要な文化的資産。また大和三山及び背後の丘陵と一体となった自然的環境」	「大阪市等の発展に伴いそのスプロールが相当大きくなりつつあるところ。土地ブローカーにより団地の開発といったようなものが最近とみに顕著」
天理市 桜井市 ※1	「四百年の長きにわたって皇居の定められたところ。そういう意味で、相当長期にわたって政治的な中心地」	「石上神宮、大兵主神社、粟原神社、大神神社、こういった神社が並んでおり、いわゆる山の辺の道に沿った歴史上重要な文化的資産、さらに背後に龍王山、巻向山、三輪山、御破裂山といった背景となる自然的環境」	「絶好の住宅地ということで開発される可能性が非常に多い。さらに山については平たん部の宅地造成の土とり場という点で、自然的環境が逐次破壊されつつある」
大津市 ※2	「天智天皇により皇居(近江大津宮)が置かれ、当時の全国的な政治の中心地であった。当地に都が置かれたのは5年間であるが、内政面では大化の改新により従来の氏族政治から律令制度を中核とした天皇による中央集権政治への一大改革がなされ、また外交面では朝鮮半島との緊迫した緊張関係、遣唐使による大陸との積極外交など重大な転換がなされた時代を象徴する都であり、全国的な政治の歴史上、重要な地位を有する」 「天台宗の総本山として、また鎮護国家の道場として、あるいは中世仏教の開創者を排出したわが国仏教の中核として歴史上重要な地位を占め、世界遺産にも登録されている延暦寺をはじめとして、石山寺、園城寺(三井寺)など、奈良時代から平安時代を中心とする往時の仏教文化の中核をなした主要な寺社が集積しており、文化面でもわが国の歴史上重要な地位を占めている」	「近江大津宮時代の史跡や古代・中世の仏教文化を支えた社寺仏閣など、史実に基づいた歴史上重要な文化的資産が集積し、かつ、これらが比叡山、長等山などの山の緑、琵琶湖、瀬田川などの水面等、広範囲の豊かな自然的環境と一体をなして、後代に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している」	「近年においても大阪、京都のベッドタウンとして人口が増加しており、また生活環境が優れていることから、今後住宅開発等によりこれらの「歴史的風土」が侵犯されるおそれが少ない。大津市の歴史的風土はわが国の貴重な財産であり、これらを積極的に維持、保持するための対策をすみやかに講ずることが必要である」
逗子市※3	「鎌倉における歴史的風土との、地形、植生状態、眺望等の景観上、一体性を有しているため」		

※1 「 」内の記述：第2回歴史的風土審議会における事務局からの説明要旨
(第4回歴史的風土部会(平成15年6月30日)資料より引用)

※2 「 」内の記述：社会資本整備審議会都市計画歴史的風土分科会答申(平成15年7月3日)からの抜粋

※3 「 」内の記述：第49回歴史的風土審議会(平成12年6月13日)資料より